

社援発 0601 第 3 号
令和 2 年 6 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について (通知)

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知)により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、本年 6 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。